

2020年9月17日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク
理事長 山口 益弘 様

株式会社 Fast Fitness Japan
代表取締役社長 土屋 敦之



回答書

貴法人より、2020年8月20日付「申入書」を拝受いたしましたので、申し入れ事項について下記のとおり回答いたします。ご確認のほど宜しくお願いいたします。

記

1 免責条項について

申し入れのあったエニタイムフィットネス利用規約（以下、「本利用規約」といいます。）第3条第4項中の「この場合、親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします」との規定および第20条第3項全文については、削除する予定です。一方で、「会員は、ビジターを同伴するときは、ビジターに対し本規約に定める遵守事項を遵守させるものとします。」との条項を、本利用規約第7条第2項として新設する予定です。

2 規約の随時変更について

申し入れのあった本利用規約第5条第4項および第22条については、民法等に従うことを明確化するため、以下のとおり改定する予定です。

第5条【会費、セキュリティキー手数料等】

4 クラブまたは加盟店は、会費等の改定を行うことができます。その場合、改定を行う各クラブは、適用法令に従うとともに、改定料金の初回引落日の2週間前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとします。

第22条【本規約その他の諸規則の改定】

適用法令に従い、FC本部は、本規約、細則、利用規定、その他クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。加盟店は、加盟店が運営するクラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改訂日をもって全ての会員に適用されます。

3 専属的合意管轄について

申し入れのあった本利用規約第23条中の「会員とFC本部又は加盟店の間で訴訟の必

要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。」との規定については、以下の理由から削除の必要性は無いと考えております。

まず、紛争となった場合に必ず必要となる会員情報につきまして、東京に所在するフランチャイズ本部である弊社において一元管理しており、全ての会員情報を閲覧することが可能になっておりますが、各店舗では、他店舗の会員情報は本人確認に必要な情報のみ閲覧可能であるにすぎません。また、会員とのトラブルとして最も想定される場面は、会員が規約に違反したことを理由とする強制退会に関するものといえるところ、その判断は、FC店舗を含む全ての店舗について本部である弊社が行っており、その判断に用いた証拠資料等も弊社にて一元管理しております。したがって、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とすることには合理的な理由がありますので、申し入れのあった箇所については削除する必要はないと考えます。

以上